

令和4年度診療報酬改定(抜粋)

レセプト名	改定前(点)	改定後(点)	
血液化学検査包括	5項目以上7項目以下	93	93
	8項目以上9項目以下	99	99
	10項目以上	109	106
排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査			
集菌塗抹法加算	32	35	
その他のもの	61	64	
細菌培養同定検査			
口腔、気道又は呼吸器からの検体	160	170	
消化管からの検体	180	190	
血液又は穿刺液	215	220	
泌尿器又は生殖器からの検体	170	180	
その他の部位からの検体	160	170	
細菌感受性検査			
1菌種	170	180	
2菌種	220	230	
3菌種以上	280	290	
抗酸菌分離培養（液体培地法）	280	300	
抗酸菌分離培養（それ以外のもの）	204	209	
抗酸菌薬剤感受性検査	380	400	
腫瘍マーカー包括			
2項目	230	230	
3項目	290	290	
4項目以上	408	396	
肝炎ウイルス関連検査			
HBs抗原（精密）	88	88	
HB e 抗原	104	101	
HCV抗体定性・定量	108	105	

※詳細は「厚労省ホームページ」をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html